平成２９年（フ）第１０２０号
東京都青梅市千ケ瀬町４丁目348番地の１ドミトリー山根109号
債務者　後藤　文夫
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１４１号
東京都町田市山崎町2130番地山崎団地５－４号棟住宅206号
債務者　髙木　俊枝
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９８６号
東京都東村山市秋津町５丁目26番地２すみれハイツ201
債務者　外山可奈子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９８９号
東京都東村山市栄町１丁目25番地18
債務者　中村　裕美
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１２２号
東京都羽村市富士見平１丁目13番地１アルテーア羽村205
債務者　宮野　　実
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９１９号
東京都羽村市小作台２丁目９番地14マンションアルビヨン102
債務者　吉野きみ子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月25日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２１５７号
横浜市港南区上大岡東１丁目31番23号　パークヒルズ103
債務者　栗城　　優
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２９年（フ）第６７８号
広島市東区東蟹屋町６番15―1001号
破産者　文岡ミヤコ
1　主文　当裁判所が平成29年９月29日にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき、「広島市東区牛田東１丁目７番１号」とあるのを「広島市東区東蟹屋町６番15―1001号」と更正する。
2　決定年月日　平成29年10月24日
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第２５８号
静岡県沼津市西間門155番地の２、登記簿上の本店所在地静岡県沼津市高島本町12番14号
破産者　株式会社プライドコミュニケーションズ
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１２２０号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲363番地の１
破産者　九州ウォール建材株式会社
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７２号
新潟県三条市石上３丁目４番13号
破産者　有限会社高伸
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第７０号
福岡県大野城市下大利１丁目６番29号
破産者　株式会社ＡＮＣ
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３７５号
埼玉県春日部市中央１丁目58番地４
破産者　カーネルシステム株式会社
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１０６号
千葉県銚子市塚本町1689番地の１
破産者　銚子市漁業生産販売株式会社
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１１９９号
福岡市西区野方１丁目３番６号
破産者　有限会社トータルプランニングにし島
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２２号
佐賀市松原２丁目13番９号
破産者　有限会社寿司割烹松井
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２号
新潟県上越市板倉区緑ヶ丘323番地11
破産者　有限会社Ｙショップかもい
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第２６号
島根県浜田市旭町丸原1525番地７（１―123）
破産者　佐々木篤志
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部